

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成22年11月12日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

香芝市

2 事業の種類

大和都市計画道路事業3・3・1号中和幹線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県香芝市逢坂七丁目

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測		
180番3	田	宅地	59	595.08	211.61	なし

4 土地所有者の氏名及び住所

松村岩太郎 大阪府大阪市西成区玉出西1丁目8番9号 品一ビル405号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

大阪市信用金庫 大阪府大阪市中央区北浜二丁目5番4号 根抵当権（平成4年5月1日受付第9279号）

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成22年11月5日